

令和4年度米国向け玄米食の輸出促進デジタルプロモーション業務仕様書

1 委託業務名

令和4年度米国向け玄米食の輸出促進デジタルプロモーション業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

3 業務の目的

ベジタリアンやビーガン等健康志向の高い米国西海岸をターゲットとして、宮城県産玄米食・玄米加工品の知名度向上を図るため、現地の食文化や食習慣を取り入れた玄米の食べ方等によるデジタルプロモーションを実施し販路開拓を図るもの。

4 業務委託の内容

以下に掲げる内容を含む業務の企画を提案し、実施する。

(1) プロモーション動画の作成

米国現地のベジタリアン・ビーガン等の健康嗜好層をターゲットとして、宮城県産玄米「金のいぶき」の認知度向上を図るため、現地の食文化や食習慣に合わせた玄米食のアレンジレシピを1品以上開発し紹介動画を作成すること。

作成する動画は、1本以上（1動画につき60秒程度）とすること。

(2) SNS等を活用したデジタルプロモーションの実施

イ 米国現地のターゲット層に対し、(1)で作成した動画をSNS等で効果的に情報発信し、最低でも70万件以上のリーチ数を確保すること。

ロ 米国現地やECサイトで販売される宮城県産玄米「金のいぶき」の販売促進となるよう、SNS等で販売時期・場所等を情報発信し誘客促進を図ること。

(3) アンケートや配信データ等の収集・分析

(2)で実施したデジタルプロモーションに関するデータ情報（配信・閲覧データ等）を収集・分析し報告すること。

(4) 企画設計・調整

イ 本業務全体の計画書及びスケジュールを作成すること。

ロ 本業務全体を適切に進行管理するための運営体制を整備し、明示すること。

ハ 全体の企画運営に際し、発注者と十分連携しながら実施すること。

5 成果物

本業務の成果物として、発注者が別途指定する期日までに以下のものを提出すること。

なお、資料は電子データにて提出すること。

(1) 実績報告書

本事業で実施した内容及び結果をまとめるとともに、実施結果から事業効果を分析すること。

(2) 配信データ記録等

実施したデジタルプロモーション実施状況の記録（配信内容や収集データ等）を整理してまとめること。

6 注意事項

(1) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

(2) 本業務により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡すること。

なお、受注者は発注者に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、発注者と別途協議すること。

- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。

なお、本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理すること。

- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。

- (5) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された事業者と発注者との協議により決定する。

- (6) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。

7 その他

受注者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。